

甲府市の景観・風致における色彩基準の解説
～良好な景観を形成するために～

平成27年4月

甲 府 市

甲府市では、風致地区条例の運用基準や地区別景観計画の中でマンセル値により色彩の基準を設けています。

これは、まちなみにおける色彩が景観形成の上で重要な要素になっており、美しいまちなみをつくるためには、個々の建築物や工作物の色彩が互いに秩序を持った関係で構成されていることが大切だからです。

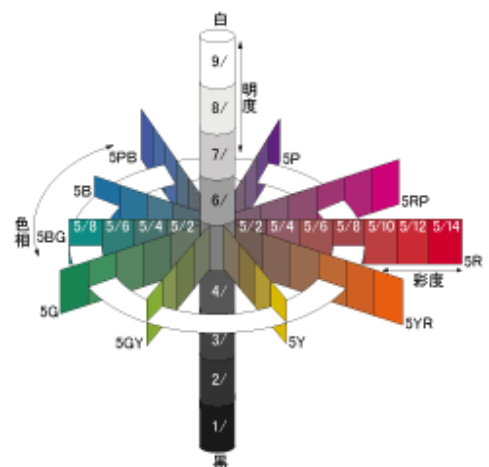
この解説は、用語の説明や甲府市の都市計画における色彩の基準を解説しているものであり、色彩計画の参考となるものです。

1. 色彩の基準の表示方法（マンセル表色系について）

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、甲府市の景観・風致における色彩の基準では日本工業規格（JIS）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

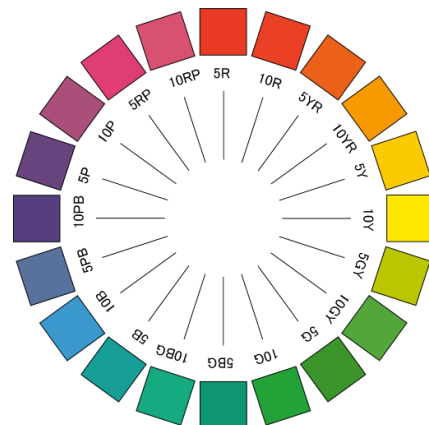
マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相（しきそう）」「明度（めいど）」「彩度（さいど）」という3つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。



マンセル表色系のしくみ

① 色相（しきそう）

赤や青といった「いろあい」を表しています。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPはOR、10RはOYRと同意です。



マンセル色相環

② 明度（めいど）

明るさを表しています。マンセル表色系では0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い色で明度1.0程度です。

③ 彩度（さいど）

鮮やかさを表しています。マンセル表色系では、0から14程度までの数値で表します。色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白や黒、グレーといった無彩色の彩度は0となります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

④ マンセル値

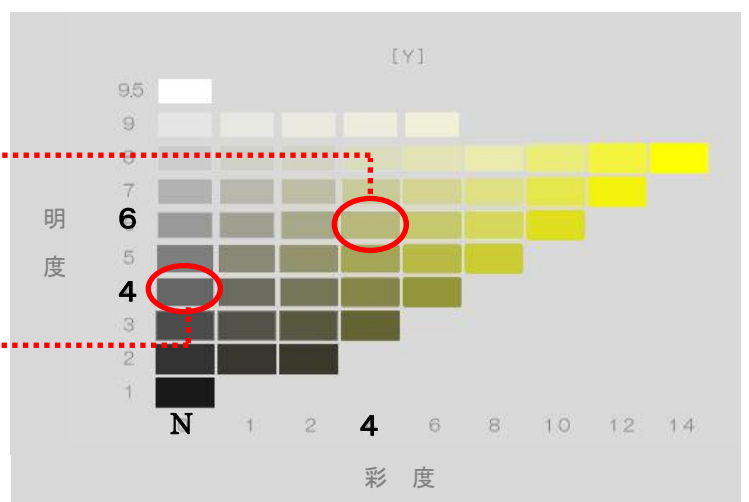
マンセル表色系によって色彩を表記する記号です。有彩色は、色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて、5Y6.0/4.0のように表記します。無彩色は、N4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

■マンセル記号による色彩の表し方と読み方

ごワイ ろく の よん
5 Y 6.0 / 4.0
色合 明度 彩度

エヌ よん
N 4.0
無彩色 明度

■等色相面（5Y）の明度と彩度



※上図で表現されている色は印刷によるものであり正確なマンセル値と色あいが異なるため、実際の色は色見表等で確認して下さい。

2. 風致地区内における色彩の基準について

①風致地区とは

風致地区は、都市で失われつつある良好な自然環境を維持し、調和のとれた都市景観の保全及び形成を図るために指定されています。風致地区内において、一定の建築等の行為をしようとする際は、市長の許可が必要になります。

②風致地区内における色彩の基準

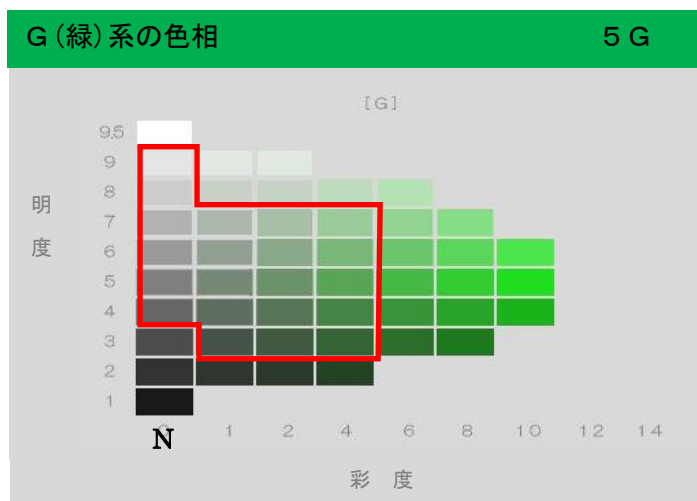
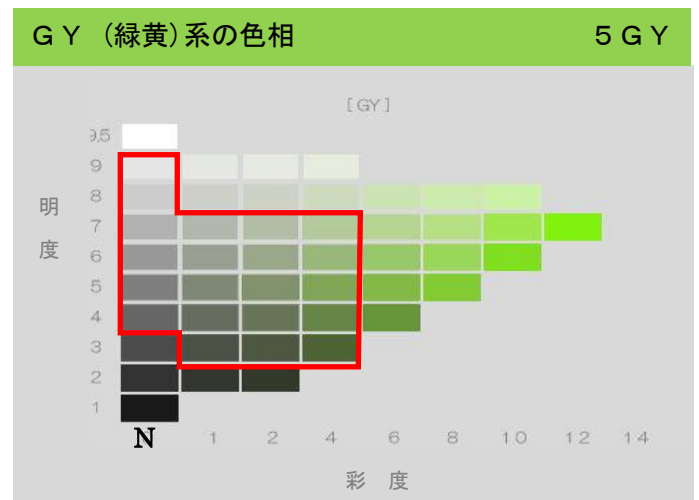
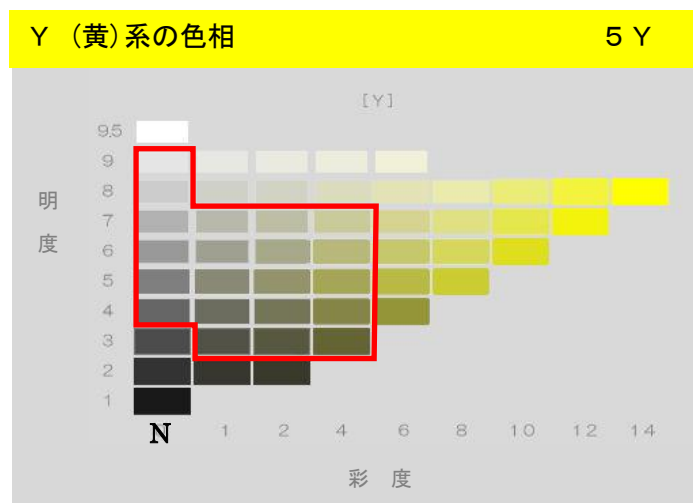
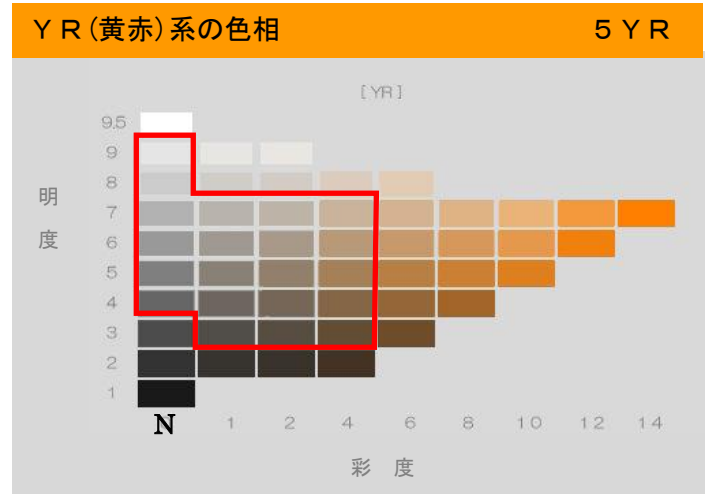
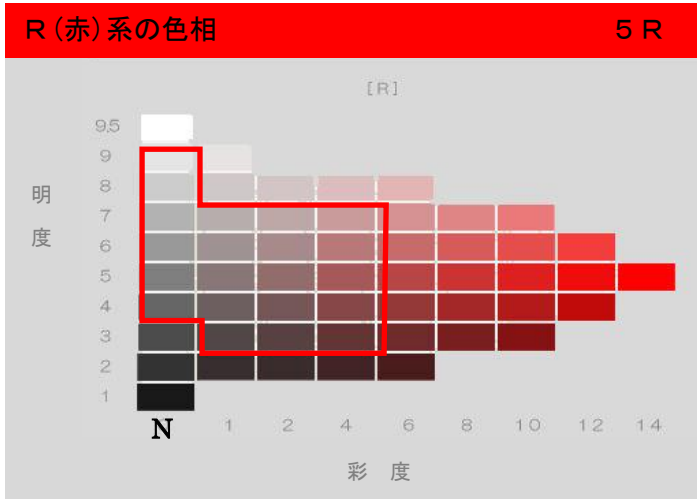
甲府市風致地区条例第4条第1項9号に規定する「風致と著しく不調和でないこと」とは、壁面や屋根の最大面積色の色彩基準が概ね次のマンセル値の数値に収まるとともに、色彩が周辺の建築物や緑地等とよくなじみ、その風致地区のもつ景観にふさわしいものであることとしています。申請の際には立面図にマンセル値の記載、色塗りまたは色見本の添付をしていただきます。

■色彩基準（マンセル値）

- ・色相についてはR(赤系)、YR(黄赤系)、Y(黄系)、GY(緑黄系)、G(緑系)、N(ナチュラル系)であること
- ・明度については、3～7の範囲であること
(ただし、7を超える場合でも彩度を小さくすることで許可可能な場合がある)
- ・N系については、4～9の範囲であること
- ・彩度については、4以下であること

※風致地区のエリア等につきましては都市計画課へお問い合わせください。

※以下の図の赤線の枠内は、風致地区内で使用できる色の一部を参考として示しています。
 またここに表現されている色は印刷によるものであり正確なマンセル値と色あいが異なる
 ため実際の色は色表等で確認して下さい。



3. 甲府市景観計画における色彩の基準について

①甲府市景観計画とは

景観計画は、景観法第8条の規定に基づく法定計画です。甲府市では、平成20年3月1日に景観行政団体となり、魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるようなまちづくりを進めるため、甲府市全域を「景観計画区域」として定め、良好な景観を保全、形成、創出に向けて緩やかな規制・誘導を行うことができる計画として策定しました。

また、先導的に景観形成を図るべき地区とする「先導的景観形成地区」及び良好な景観の形成・保全について地元要望が強い地区とする「景観形成保全地区」や改善への緊急性が高い地区とする「景観形成改善地区」において「地区別景観計画」を策定し、よりきめ細やかな基準により規制誘導を図るものとしています。さらに、市民の皆様の景観に対する意識や社会情勢の変化等に応じて、内容の追加や見直しを随時行うなど、常に成長する計画としています。

②景観計画における色彩の基準

甲府市全域の景観形成基準の中において、色彩の項目には「できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること」としています。提出書類（配慮内容説明書）の中でどのような配慮をしたか説明いただいています。

また、地区別景観計画が定められている、中道、武田神社及び山梨大学周辺、山梨学院大学周辺地区においては、マンセル値により使用できる色の基準を設けており、届出の際には立面図にマンセル値の記載、色塗りまたは色見本の添付をしていただきます。

■地区別景観計画の景観形成基準（色彩）

●中道地区

①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R（赤系）、YR（黄赤系）、Y（黄系）、GY（緑黄系）、G（緑系）、N（無彩色）、明度：3～7（N：4～9）、彩度：4以下の範囲内に収まるように努めること。

②使用する色数を少なくするように努めること。

●武田神社及び山梨大学周辺地区

①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R（赤系）、YR（黄赤系）、Y（黄系）、GY（緑黄系）、G（緑系）、N（無彩色）、明度：3～7（N：4～9）、彩度：4以下の範囲内に収まるように努めること。

ただし、武田通り沿道に面する建築物にあっては、N（無彩色）、明度：4～9かこげ茶（10YR2/1程度）を採用するよう努めること。

②工作物にあつてはN（無彩色）、明度：4～9かこげ茶（10YR2／1程度）を採用するよう努めること。

●山梨学院大学周辺地区

①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一色相：R（赤系）、YR（黄赤系）、Y（黄系）、GY（緑黄系）、G（緑系）、N（無彩色）、明度：3～7（N：4～9）、彩度：4以下の範囲内に収まるように努めること。

②使用する色数をできるだけ少なくするように努めること。

③教育関連施設は、できるだけ外観等のデザインや色彩の統一に努めること。

※地区別景観計画のエリアは都市計画課へお問い合わせください。



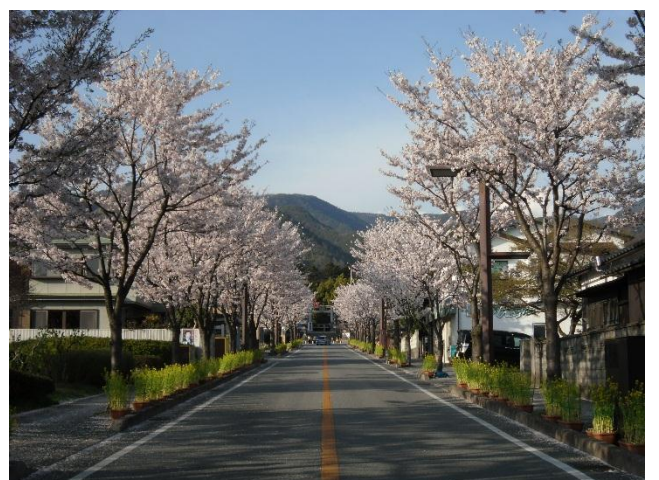
中道地区 歴史のある風景



山梨学院大学周辺地区 駅前を整備された風景

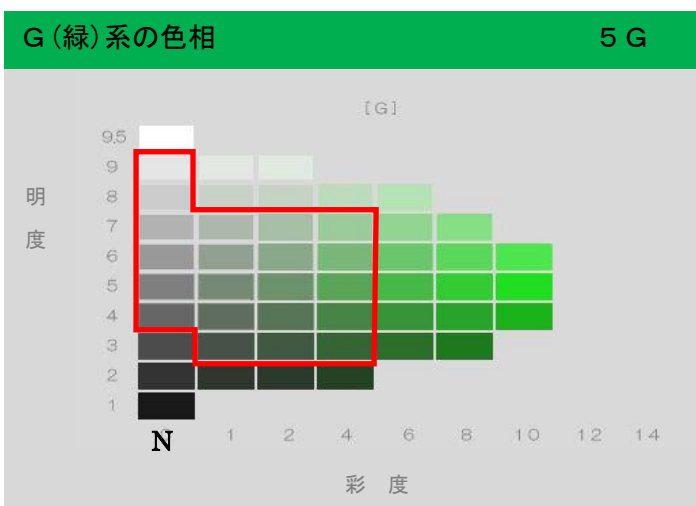
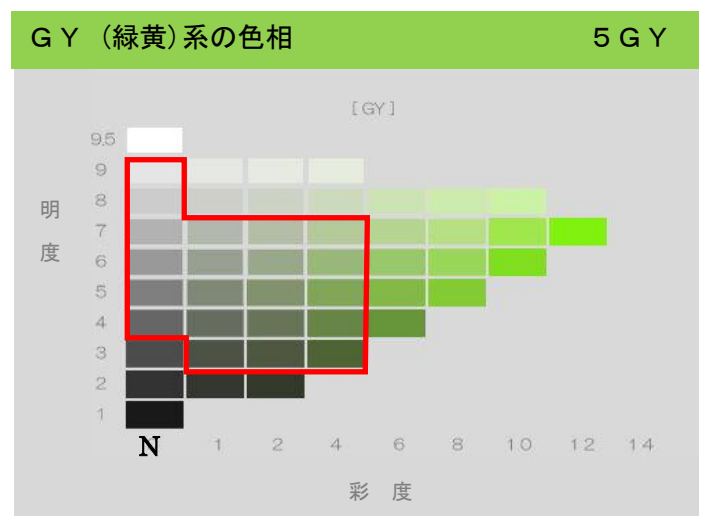
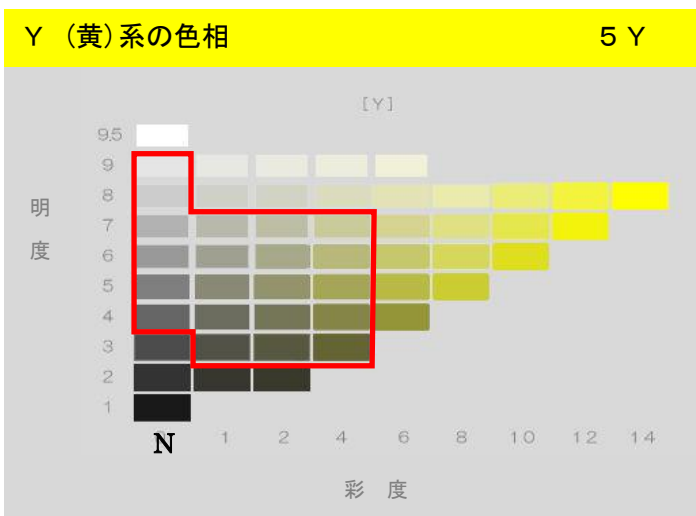
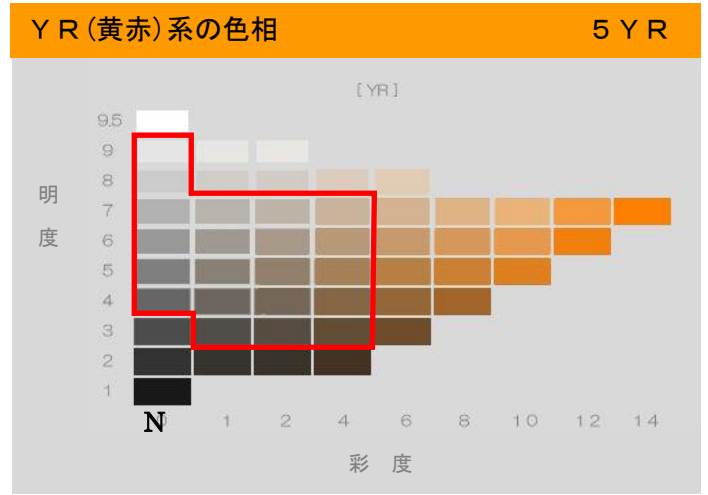
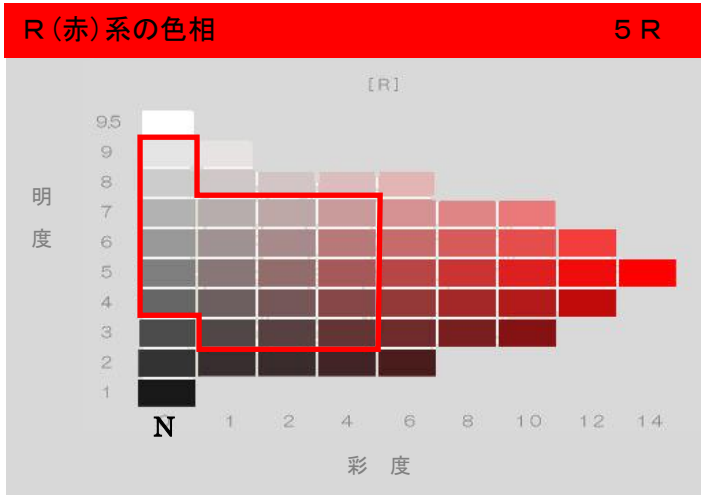


武田神社及び山梨大学周辺地区 緑のある風景

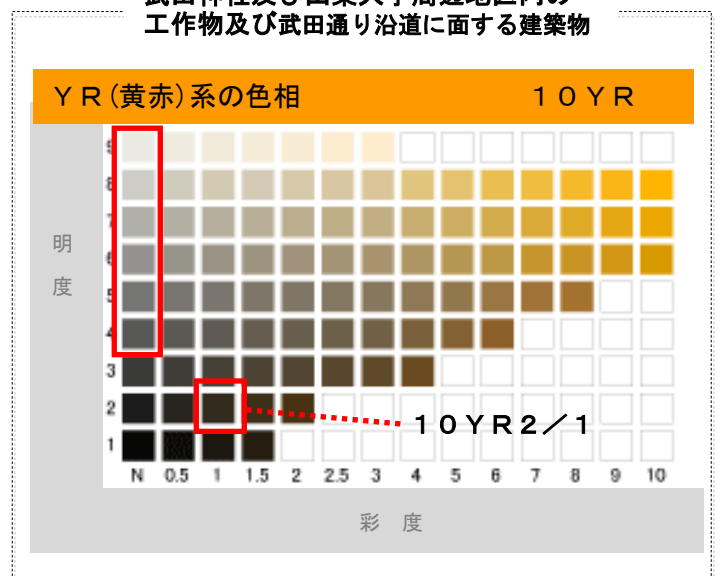


武田神社及び山梨大学周辺地区 武田通り沿道

※以下の図の赤線の枠内は、**地区別景観計画内で使用できる色の一部**を参考として示しています。またここに表現されている色は印刷によるものであり正確なマンセル値とは異なるため実際の色は色表等で確認して下さい。



武田神社及び山梨大学周辺地区内の
工物及び武田通り沿道に面する建築物





甲府市の景観・風致における色彩の基準の解説

平成27年4月 発行

発行 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課

甲府市丸の内一丁目18-1 電話055-237-5819 (直通)